

< 参考 >

2. 湿地復元の手順

地下発電所やトンネルの掘削で発生する掘削岩の処分場として、湿地を含む窪地を選定しました。そこには山岳地域の湿地特有の環境に依存する貴重な動植物が生息していたことから、湿地とそこに生息する動植物を保全するために、埋立処分場内に代替湿地を設けて消失する湿地と同等の環境を復元したものです。

(事前調査)

1) 埋立て処分予定地にある湿地について生態調査を行った結果、当該湿地特有の環境に依存するトンボ類を保全対象種として選定しました。(平成 9～10 年)

(埋立て工事に伴う代替湿地の復元)

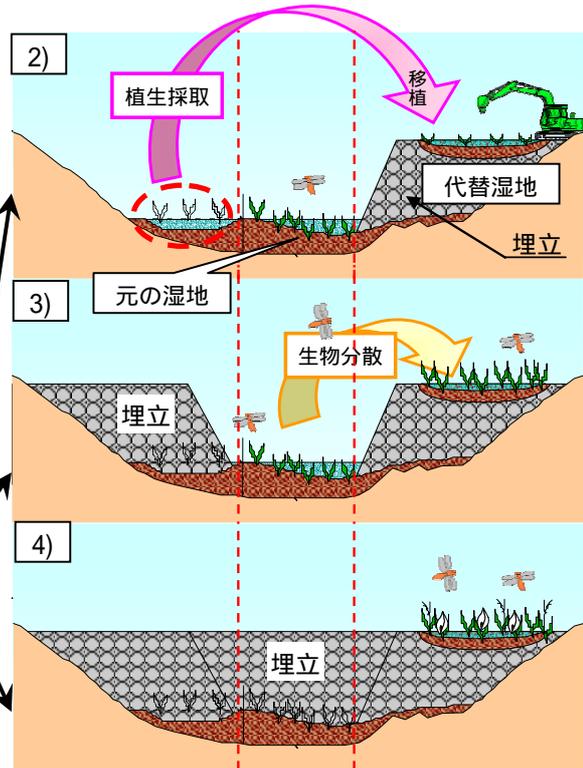
2) 埋立て処分場内において、元の湿地(0.8ha)を保存しつつ代替湿地を早急に造成して植生移植を行いました。(平成 11 年)

3) 代替湿地と元の湿地を並存させ、トンボなどの動物が両方の湿地を往来できるようにして生物分散を図りました。(平成 12 年)

4) 代替湿地に保全対象種が生息していることを確認してから元の湿地を埋立て、埋立工事を終了しました。(平成 13 年)

(事後モニタリング)

5) 埋立て終了後の代替湿地における植生状況や、保全対象種の生息状況をモニタリングし、元の湿地環境が代替湿地で復元されていることを確認しています。(平成 14～15 年)



陸域が多く、湿地として重要性が低い場所
保全対象種は少ないが、湿地特有の植生が成立する場所
保全対象種が多く生息する重要な湿地